

第3回嬉野市議会定例会

追加議案

平成30年9月18日提出

嬉 野 市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
90	平成30年9月18日	嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について	1
91	〃	嬉野市地域コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について	5
92	〃	嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について	7
93	〃	嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	9
94	〃	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について	11
95	〃	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について	14
96	〃	嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について	16
97	〃	嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について	18
98	〃	嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例について	20
99	〃	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について	22
100	〃	嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について	29
101	〃	嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	31
102	〃	嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について	33
103	〃	嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について	36
104	〃	嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について	38
105	〃	嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について	40
106	〃	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について	43
107	〃	嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について	45
108	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	48
109	〃	嬉野市公園条例の一部を改正する条例について	53
110	〃	嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について	56
111	〃	嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について	62

議案第90号

嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市コミュニティーセンター条例（平成18年嬉野市条例第19号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

嬉野市コミュニティーセンター条例（平成18年嬉野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第3号中「政治活動、宗教活動又は」を削る。

第11条の見出しを「(施設使用料及び冷暖房使用料)」に改め、同条第1項中「別表」を「別表第1」に、「使用料」を「施設使用料又は別表第2に定める額の冷暖房使用料」に改め、同条第2項中「使用料」を「施設使用料」に改める。

第17条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条、第11条、第17条関係）

区分		施設使用料	
第1和室		1時間当たり	400円
		1団体1泊当たり	4,000円
第2和室		1時間当たり	400円
		1団体1泊当たり	4,000円
第1研修室		1時間当たり	300円
第2研修室		1時間当たり	200円
		1団体1泊当たり	2,000円
第3研修室		1時間当たり	200円
		1団体1泊当たり	2,000円
調理実習室		1時間当たり	500円
トレーニングルーム		1人2時間当たり	300円
浴室		1人2時間当たり	300円
展示館	展示室	1日当たり	500円
	体験コーナー	1時間当たり	200円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	作業室	1時間当たり	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。

2 次の各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表に定める施設使用料の10割増しの額とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

3 施設使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第11条、第17条関係）

区分		冷暖房使用料（1時間当たり）
第1和室		100円
第2和室		
第1研修室		
第2研修室		
第3研修室		
調理実習室		
展示館	展示室	
	体験コーナー	
	調理実習室	
	作業室	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 この表に定める冷暖房使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市コミュニティーセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る施設使用料について適用し、同日前の納期に係る施設使用料については、なお従前の例による。

議案第91号

嬉野市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市地域コミュニティセンター条例（平成30年嬉野市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

嬉野市地域コミュニティセンター条例（平成30年嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「許可しない」を「許可しないことができる」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表久間地区地域コミュニティセンター・大野原地区地域コミュニティセンターの部多目的会議室の項中「200円」を「300円」に改め、同部会議室の項施設使用料（1時間当たり）の欄中「100円」を「200円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の10割の額を加算する。
- 3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市地域コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第92号

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営駐車場条例（平成18年嬉野市条例第61号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例

嬉野市営駐車場条例（平成18年嬉野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表嬉野市営嬉野中央駐車場の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類	使用料
〔一般駐車〕	24時間以内 300円
嬉野市嬉野インター駐車場	24時間を超え24時間ごとに 300円
嬉野市嬉野インター第2駐車場	
〔中型駐車及び大型駐車〕	24時間以内 600円
嬉野市嬉野インター第2駐車場	24時間を超え24時間ごとに 600円
駐車券の紛失又は破損	一般駐車 3,000円
	中型駐車及び大型駐車 6,000円
回数（サービス）駐車券	300円券11枚 3,000円

備考

- 嬉野市嬉野インター駐車場及び嬉野市嬉野インター第2駐車場については、入庫から30分以内に出庫した場合は、無料とする。
- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の嬉野市営駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第93号

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年嬉野市条例第83号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年嬉野市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第94号

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（施設使用料及び冷暖房使用料）

第12条 利用者は、別表に定めるところにより施設使用料又は冷暖房使用料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
嬉野市塩田公民館	第1研修室	300円	100円
	第2研修室		
	第3研修室		
	第4研修室		
	第5研修室		
	第1学習室	200円	100円
	第2学習室		
	視聴覚室	500円	100円
	栄養相談室	500円	200円
	大集会室	800円	500円
嬉野市嬉野公民館	講座室1	100円	100円
	講座室2		
	2階学習室1		
	2階学習室2		
	2階学習室3		
	2階学習室4		
	実習室	200円	—
	3階学習室	100円	—
	3階大会議室	200円	100円

	和室	100円	100円
	ガス使用料	コンロ1基当たり 300円 (1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。)	
嬉野市吉田公民館	研修室	300円	100円
	和室	300円	200円
	視聴覚室	500円	100円
	実習室	500円	200円
	大会議室	500円	400円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者が利用する場合の施設使用料又は冷暖房使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。
- 3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市公民館条例の規定の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第95号

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例について

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例

嬉野市社会文化会館条例（平成26年嬉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「前納しなければならない」を「納付しなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

別表の1の表備考1を次のように改める。

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表の1の表備考3中「3割増」を「10割増し」に改め、同表2の表備考1を次のように改める。

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表の3の表備考1を次のように改める。

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市社会文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第96号

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市文化センター条例（平成18年嬉野市条例第86号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例

嬉野市文化センター条例（平成18年嬉野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第5条中「許可しない」を「許可しないことができる」に改める。

別表研修室1の項及び研修室2の項中「400円」を「300円」に改め、同表会議室の項中「550円」を「500円」に改め、同表談話室の項中「400円」を「300円」に改め、同表展示室（会議）の項中「400円」を「500円」に改め、同表トレーニング室の部中「300円」を「500円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。
- 3 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第97号

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

嬉野市歴史民俗資料館条例（平成18年嬉野市条例第87号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

嬉野市歴史民俗資料館条例（平成18年嬉野市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「500円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料及び冷暖房使用料は、この表に定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 利用者が市内居住者（市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。）以外の者である場合は、この表に定める額の10割増しの額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市歴史民俗資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第98号

嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例について

嬉野市旧美野分教場条例（平成22年嬉野市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市旧美野分教場条例の一部を改正する条例

嬉野市旧美野分教場条例（平成22年嬉野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「を使用料として納めなくてはならない」を「と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額の使用料を納付しなければならない」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「5割増し」を「10割増し」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により算定して得た1件の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市旧美野分教場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第99号

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例

嬉野市体育施設条例（平成18年嬉野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地
--------	-------------------

」を「

嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地
嬉野市中央体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地

」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条、第19条関係）

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分		使用料（1時間当たり）
本館	体育の催物のための利用（全面）	800円
	体育の催物のための利用（半面）	400円
	その他の催物のための利用	2,400円
別館	本館と併用の場合	200円
	単独利用の場合	400円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下この表において「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

2 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
別表第3を別表第4とする。

別表第2の1の表に次のように加える。

調理室ガス使用料（コンロ1基）	300円 (1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。)
-----------------	--

別表第2の1の表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

別表第2の2の表を次のように改める。

2 不動ふれあい体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
冷暖房使用料	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条、第19条関係）

1 嬉野市中央体育館施設利用料

区分		使用料（1時間当たり）
メインアリーナ	体育・文化のための利用（全面）	1,200円
	体育・文化のための利用（片面）	600円
	その他の利用	3,600円
トレーニング室	体育・文化のための利用	400円
	その他の利用	1,200円
研修室	体育・文化のための利用	200円
	その他の利用	600円
会議室	体育・文化のための利用	200円
	その他の利用	600円
談話室	体育・文化のための利用	200円
	その他の利用	600円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「この表において市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の10割増しの額とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。

2 嬉野市中央体育館 附属設備使用料

区分		使用料	
メインアリーナ	放送設備(一式)	1回当たり	1,000円
	舞台照明設備(一式)	1時間当たり	500円
トレーニング室	可動ステージ	1回当たり	300円
	放送設備(一式)	1回当たり	300円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は、利用者の負担とする。

3 嬉野市中央体育館 冷暖房使用料

区分	使用料(1時間当たり)
メインアリーナ	3,000円
トレーニング室	500円
研修室	100円
会議室	100円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の嬉野市体育施設条例第16条から第19条までの規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の嬉野市体育施設条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第100号

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市立学校運動場照明施設条例（平成18年嬉野市条例第90号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例

嬉野市立学校運動場照明施設条例（平成18年嬉野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
吉田中学校運動場照明施設	嬉野市嬉野町大字吉田丙3016番地

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
吉田中学校運動場照明施設	2,000円

備考

- 1 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市立学校運動場照明施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第101号

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市老人福祉センター条例（平成18年嬉野市条例第103号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

嬉野市老人福祉センター条例（平成18年嬉野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第15条関係）

区分			施設使用料	冷暖房使用料
嬉野市塩田 老人福祉セ ンター	60歳 以上	市内居住者	無料	無料
嬉野市嬉野 老人福祉セ ンター	60歳 以上	市内居住者	1人1日当たり 150円	無料

備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の嬉野市老人福祉センター条例第15条第2項の規定に基づく利用料金の額の改定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の嬉野市老人福祉センター条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第102号

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について

嬉野市研修センター条例（平成18年嬉野市条例第120号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例

嬉野市研修センター条例（平成18年嬉野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第4条中「許可しない」を「許可しないことができる」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
久間研修センター	第1研修室(1階)	500円	300円
	第2研修室(2階)	300円	200円
	第3研修室(2階和室)	200円	100円
五町田研修センター	第1研修室(1階)	300円	200円
	第2研修室(2階)	200円	100円
大草野研修センター	小会議室(1階)	200円	100円
	大会議室(2階)	500円	300円
	調理室	1日当たり 300円	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の10割の額を加算する。
- 3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市研修センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第103号

嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市茶業研修施設条例（平成19年嬉野市条例第49号）の一部を別紙のよう
に改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例

嬉野市茶業研修施設条例（平成19年嬉野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「200円／1時間」を「100円／1時間」に改め、同表備考4を次のように改める。

- 4 使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第104号

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

嬉野市ふれあいセンター条例（平成18年嬉野市条例第121号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

嬉野市ふれあいセンター条例（平成18年嬉野市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条中「許可しない」を「許可しないことができる」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

別表中「

技術伝承室	1時間当たり	100円	100円
生きがい開発室			

」を「

会議室	1時間当たり	300円	200円
-----	--------	------	------

」に改め、同表地域特産開発室の部中「1回」を「1日」に、「600円」を「700円」に、「200円」を「300円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。）以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の10割の額を加算する。
- 3 施設使用料及び冷暖房使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の嬉野市ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第105号

嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例について

嬉野市志田焼の里博物館条例（平成18年嬉野市条例第130号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市志田焼の里博物館条例の一部を改正する条例

嬉野市志田焼の里博物館条例（平成18年嬉野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第15条関係）

使用料

使用料（体験）	絵付け	マグカップ	1個	900円
		コーヒーカップ	1個	1,100円
		4寸皿	1個	700円
		5寸皿	1個	800円
		6寸皿	1個	900円
		湯呑み	1個	800円
		飯碗	1個	900円
		ランプシェード	1個	2,500円
		香炉（大）	1個	1,300円
		香炉（小）	1個	900円
		ロクロ体験 手びねり（粘土）	茶碗	体験料
湯呑み	素焼き 後の絵 付け		1個	500円
陶芸教室	年会費	8,000円 （入館料は無料）	年会費とは別に土代 （釉薬代、焼成代含 む。）500円/kg	
入館料	区分	個人	団体	備考
	一般	300円	200円	（団体は20人以上の場合）
	高校生			
	小中学生	150円	100円	（団体は20人以上の場合）

備考 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

手数料

物品販売	販売手数料として全ての物品	その都度、協議して定める。
------	---------------	---------------

備考 この表に定める手数料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の嬉野市志田焼の里博物館条例第15条第2項の規定に基づく利用料金の額の改定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の嬉野市志田焼の里博物館条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第106号

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料

区分	種別	単位	使用料	
			宿泊（1泊）	休憩
広川原キャンプ場	バン5人用	1棟につき	3,000円	1,500円
	ガロ10人用	1棟につき	5,000円	2,500円
	ー30人用	1棟につき	11,000円	5,500円
	50人用	1棟につき	18,000円	9,000円
	コテ6人用（宿泊は、1棟につき ージ10人までとする。）	1棟につき	20,000円（1人増すごとに1,000円を加算する。）	10,000円
	冷暖房設備	1時間につき		100円
	オートキャンプサイト	1区画につき	3,000円	1,500円
	持込みテント	1張につき	500円	250円
シャワー	3分につき		100円	

備考 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市営キャンプ場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第107号

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営公衆浴場条例（平成21年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営公衆浴場条例の一部を改正する条例

嬉野市営公衆浴場条例（平成21年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第15条関係）

種別	単位	区分	使用料	備考
大浴場一般券	入場1回	70歳以上	320円	・小学生未満について、保護者同伴の場合には無料とする。 ・身体障害者等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。
		大人（中学生以上70歳未満）	420円	
		一般	320円	
		身体障害者等	320円	
こども（小学生）	一般	210円	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。	
		身体障害者等		110円
大浴場団体券（10人以上）	入場1回	大人（中学生以上）	350円	
		こども（小学生）	170円	
大浴場回数券	入場12回	大人（中学生以上）	4,200円	
		こども（小学生）	2,100円	
大浴場パスポート	年間入場	大人（中学生以上）	37,000円	
		こども（小学生）	18,500円	
	半年間入場	大人（中学生以上）	18,900円	
		こども（小学生）	9,450円	
貸切湯	50分		2,100円又は大浴場回数券大人券5枚	・介護又は介助が必要な者との同伴については、75分とする。
休憩室	使用1回	大人（中学生以上）	110円	・大浴場又は貸切湯を使用した者については、無料とする。
		こども（小学生）	60円	

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規

定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2 貸切湯の使用の場合、入湯税を大人1人50円別途徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の嬉野市営公衆浴場条例第15条第2項の規定に基づく利用料金の額の改定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の嬉野市営公衆浴場条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第108号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「額」の次に「に、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）」を加え、同条第3項中「3割増し」を「10割増し」に改め、同条に次の1項を加える。

4 別表第4に掲げる設備を使用する者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第21条第2項中「及び別表第3」を「、別表第3及び別表第4」に改める。

別表第1中「

嬉野総合運動公園（御幸公園）	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで
	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)
	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴルフ場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場	午前7時から午後9時30分まで

」を「

嬉野総合運動公園（御幸公園）	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで
	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8

		月31日まで)
	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴ ルフ場	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで (6月1日から8月31日 までは午後8時まで)
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的 広場	午前7時から午後9時30 分まで

」に改める。

別表第2の1の表中「20円」を「50円」に改める。

別表第3の1の(1)みゆき記念館の表中「300円」を「200円」に、「200円」を「300円」に、「350円」を「300円」に改め、同表の1の(2)プールの表中「150円」を「200円」に、「500円」を「600円」に改め、同表の1の(3)多目的運動広場の表中「150円」を「200円」に、「200円」を「300円」に改め、同表の1の(4)みゆき球場の表中「

野球場施設	スコアボード(1時間当たり)	250円	500円	1,000円
-------	----------------	------	------	--------

	選手控室（1時間当たり）	150円	250円	300円
	会議室（1時間当たり）	150円	250円	300円
	ピッチングマシン（1時間当たり）	100円	200円	500円
	冷暖房設備（1室1時間当たり）	100円		

」を「

野球場施設	スコアボード（1時間当たり）	300円	600円	1,200円
	選手控室（1時間当たり）	300円	500円	600円
	会議室（1時間当たり）	300円	500円	600円
	ピッチングマシン（1時間当たり）	100円	200円	500円
	冷暖房設備（1室1時間当たり）	100円		
	シャワー設備（1回当たり）	100円		

」に改め、同表の1の(5)みゆき球技場の表中「500円」を「600円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、同表の1の(6)みゆきテニスコート（1時間当たり）の表中「100円」を「200円」に、「200円」を「300円」に改め、同表の1の(7)みゆきグラウンド・ゴルフ場の表中「50円」を「100円」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、同表の1の(8)みゆきクラブハウスの表中「150円」を「200円」に、「300円」を「400円」に改め、同表の1の(9)全天候型屋内多目的広場の表中「250円」を「300円」に、「500円」を「600円」に、「200円」を「300円」に改め、同表の2の表中「100円」を「200円」に、「200円」を「300円」に改め、同表の3の(1)轟の滝公園球場の表施設の部中「200円」を「300円」に、「300円」を「600円」に改め、同表冷暖房設備の項を削り、同表の3の(2)轟の滝公園プールの表中「500円」を「600円」に改め、同表備考を次のように改める。

利用時間に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第11条、第21条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

みゆきクラブハウス

区分	使用料	
シャワー	1回当たり	100円

2 轟の滝公園使用料

轟の滝公園球場

区分	使用料	
冷暖房設備	1室1時間当たり	100円

備考

- 1 利用時間に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。
- 2 1の表及び2の表に定める使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の嬉野市都市公園条例第21条第2項の規定に基づく利用料金の額の改定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の嬉野市都市公園条例の規定は、施行日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

議案第109号

嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市公園条例（平成18年嬉野市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

3 別表第2に掲げる設備を使用する者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第18条第2項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改める。

別表第1中「

北部公園	多目的広場		無料	
	野球場	高校生以下	1時間当たり	300円
		一般	1時間当たり	600円
	野球場照明		30分当たり	1,500円
	冷暖房設備		1室1時間当たり	100円
	ピッチングマシン	高校生以下	1時間当たり	100円
一般		1時間当たり	200円	

」を「

北部公園	多目的広場		無料	
	野球場	高校生以下	1時間当たり	300円
		一般	1時間当たり	600円
	野球場照明		30分当たり	1,500円
	ピッチングマシン	高校生以下	1時間当たり	100円
		一般	1時間当たり	200円

」に、「

中央公園	多目的広場		1時間当たり	150円
	多目的広場照明	8基点灯	1時間当たり	2,000円
		6基点灯	1時間当たり	1,800円
		5基点灯	1時間当たり	1,700円
		4基点灯	1時間当たり	1,600円
	テニスコート		1コート1時間当たり	200円
テニスコート照明		1コート1時間当たり	500円	

」を「

中央公園	多目的広場		1時間当たり	200円
	多目的広場照明	8基点灯	1時間当たり	2,500円
		6基点灯	1時間当たり	2,000円
		5基点灯	1時間当たり	1,800円
		4基点灯	1時間当たり	1,700円
	テニスコート	高校生以下	1コート1時間当たり	200円
		大学生、一般	1コート1時間当たり	300円
	テニスコート照明		1コート1時間当たり	500円

」に改め、同表備考1を次のように改める。

使用料は、上記の定めるところにより算定した額に、当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第1備考3中「3割増し」を「10割増し」に改める。

別表第2中「20円」を「50円」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条、第18条関係）

区分		使用料	
北部公園	冷暖房設備	1室1時間当たり	100円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嬉野市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第110号

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例について

嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 道路占用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例

嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	電柱	1本につき1年	1,200
	電話柱		670
	その他の柱類		67
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	7
	地下に設ける電線その他の線 類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	660
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	400
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,300
	郵便差出箱		570
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,100
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のも の	長さ1メートルに つき1年	40
	外径が0.1メートル以上0. 15メートル未満のもの		61

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		81	
	外径が0.2メートル以上0. 4メートル未満のもの		160	
	外径が0.4メートル以上1メ ートル未満のもの		400	
	外径が1メートル以上のもの		810	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げ る施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,300	
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び地下 室	階数が1のも の	Aに0.004を 乗じて得た額	
		階数が2のも の	Aに0.007を 乗じて得た額	
		階数が3以上 のもの	Aに0.008を 乗じて得た額	
	上空に設ける通路		570	
	地下に設ける通路		340	
その他のもの		1,300		
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	11	
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1月	110	
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	110
		その他のもの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,100
	標識		1本につき1年	1,100

旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
	その他のもの		570
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設	建築物	Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額

備考

- 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 2 Aは、占用物件に直近する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類地の時価）を表わすものとする。

3 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第111号

嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年嬉野市条例第141号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月18日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 法定外公共物の占用料等の変更のため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年嬉野市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第18条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法定外公共物の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円とする前の額）に、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加えた額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第18条関係）

水路等占用料

占用物件等	単位	占用料(円)
普通建物敷地、物置場及び物干場類	占用面積1平方メートルにつき1年	230
商工業敷地(継続的な材料置場を含む。)		500
通路及び架橋		230
広告塔及び看板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
電柱	1本につき1年	1,200
電話柱		670
その他の柱類		67
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
地下電線その他地下に設ける線類		4
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,300

水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	40
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		61
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		81
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		160
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		400
	外径が1メートル以上のもの		810
日よけ、雨よけ等		占用面積1平方メートルにつき1年	230
標識		1本につき1年	1,100
露店、商品置場その他これらに類するもの	一時的なもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	110
旗ざお、のぼり類	一時的なもの	1本につき1日	11
	その他のもの	1本につき1月	110
足場、詰所その他工事用施設及び工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	110
上記各欄に該当しないもの		嬉野市道路占用料条例の別表に掲げる占用料の額とする。	

備考

- 1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

